

茨城県介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金交付要項  
(介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム)

(趣旨)

第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、茨城県介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業費補助金について、「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(令和7年12月22日付け老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。)及び「令和7年度介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)交付要綱」(令和7年12月22日付け厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知。)に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)に規定するもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、昨今の食料費の物価上昇等を受け、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある介護施設等に対し、厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食料品の購入費等に対する緊急的な支援を行うことを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象事業(以下「補助事業」という。)、補助基準単価、補助対象事業所・施設、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額の算定に当たっては、別表に掲げる補助対象事業所・施設ごとに、補助対象経費の実支出額と補助基準額(補助基準単価に定員数を乗じたもの。)とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条による申請があった場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のい

ずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。) をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。) をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。) には、別紙に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### (補助金の交付)

第8条 補助金は、第6条で決定した額を交付する。

#### (実績報告、補助金の額の確定)

第9条 実績報告は、第5条に定める申請書の提出をもって行ったものとし、補助金の額は、第6条に定める交付の決定をもって確定したものとみなす。

#### (補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、第7条第1項第9号により整理した証拠書類について知事の要求があつたときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要項の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年3月31日から施行し、令和7年12月16日から適用する。

別表 補助対象事業、補助基準単価、補助対象事業所・施設、補助対象経費及び補助額

補助対象事業	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入等	
補助基準単価		
補助対象事業所・施設の種別(※)	補助対象事業所・施設	補助対象事業費用を支出した施設等
1	介護老人保健施設	定員1人当たり 18,000円
2	介護医療院	定員1人当たり 18,000円
3	養護老人ホーム	定員1人当たり 18,000円
補助対象経費	令和7年12月16日から令和8年3月31日までの間に補助対象事業所・施設が負担した食材料費等(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	
補助額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所・施設ごとに、補助対象経費の実支出額と補助基準額(補助基準単価に定員数を乗じたもの。)とを比較して少ない方の額を補助額とする。</li> <li>なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。</li> </ul>	

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員とする。ただし、令和7年4月2日以降に新たに事業を開始した事業所・施設の場合は、その指定等の日時点の定員とする。